

令和 6 年度東京都多重債務問題対策協議会

生活再建部会

議事録

令和 7 年 2 月 1 8 日（火）
オンライン方式（T e a m s）

午後 2 時 0 0 分開会

○小林委員 地域福祉課長の小林でございます。

皆様、本日はお忙しい中、東京都多重債務問題対策協議会生活再生部会に御出席いただき、ありがとうございます。

まず、開会に先立ちまして、お手元の資料について確認させていただきます。資料はメールでお送りしておりますので、データを御確認いただければと思います。

まず、次第、委員名簿。

資料 1、多重債務者生活再生事業の実施状況について。

資料 2－1、生活困窮者自立支援法の概要。

資料 2－2、東京都生活再生相談窓口による区市等への支援について。

資料 3、若年層からの多重債務相談について。

資料 4、令和 6 年度多重債務問題に関する研修の実施結果について。

参考資料、東京都生活再生相談窓口リーフレット。

以上となっております。

資料につきましては、会議の進行に合わせまして画面共有をさせていただきます。

それから、委員、オブザーバーの皆様におかれましては、カメラは常時オンにさせていただき、マイクは発言時以外はミュートの状態で、御発言の際にはお名前を名乗っていただきまして御発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから、令和 6 年度東京都多重債務問題対策協議会生活再生部会を開催いたします。

初めに、当部会の部会長であります東京都福祉局生活福祉部長の新内より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いします。

○新内部会長 東京都福祉局生活福祉部長の新内と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。また、日頃から、東京都の福祉施策に御理解、御協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、この生活再生部会については、各相談窓口や関係機関との連携を深め、多重債務などの経済的困難を抱える方の生活をいかに再生するかを協議する場として、平成 19 年度から協議会の下に設置しているものでございます。

本日の最初の議題であります多重債務者生活再生事業につきましては、相談と貸付けをセットにして多重債務者の生活の再生を支援することを目的に平成 19 年度から開始した

事業でございます。

この事業の相談につきましては、最近では物価高騰なども都民の生活に大きな影響を与えておりまして、令和５年度の相談件数は１，１６１件と過去最多となっております。また、最近では２０代の若い方の相談が増加するなど、相談状況の変化が見られます。

窓口の相談の内容は、生活費の不足や月々の返済額の軽減などの経済的な問題が中心となっておりますが、依存症など、精神的な問題を抱えていらっしゃる方も多く見受けられます。

このような状況から、債務の法的整理等に加えまして心の問題など、様々な問題が複合的に絡んだ相談に効果的に支援を行うことが求められており、関係機関の連携をより一層強化していくことが必要であると考えております。

また、各区市において実施されております家計改善支援事業は、生活困窮者が自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を育てる事業でございます。都も、区市との連携やノウハウの共有などによりまして、区市の取組が一層充実するよう支援してまいりたいと考えております。

本日は、多くの関係機関の方が一堂に会される貴重な場でもありますので、忌憚のない活発な意見交換をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小林委員 続きまして、前回の会議から委員の変更がありましたので、新しく委員になられました方を御紹介させていただきます。

東京弁護士会の松原委員でございます。

第二東京弁護士会の笹森委員でございます。

日本司法支援センター東京地方事務所の杉岡委員でございます。

足立区の大北委員でございます。

八王子市の小俣委員でございます。

また、東京都の人事異動により都側の委員の変更もございますが、紹介はお配りしております委員名簿に代えさせていただきます。

続きまして、本日の出席状況でございます。

東京労働者福祉協議会の内村委員から御欠席の御連絡をいただいております。また、東京都側の委員につきましては、吉川委員、上野委員が欠席、永山委員につきましては代理で浅沼課長代理に出席いただいております。

それでは、これからの進行を新内部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○新内部会長 早速、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の次第のとおり、意見交換まで5件となっております。初めに、議題1「多重債務者生活再生事業の実施状況について」、議題2「生活困窮者自立支援制度との連携について」の2点を小林委員から、続きまして、議題3「最近の多重債務相談における課題と取組について」を一般社団法人生活サポート基金の清原オブザーバーから御報告をいただきます。

それでは、小林委員、よろしくお願いいたします。

○小林委員 それでは、御説明させていただきます。

最初に、画面に映っております参考資料を御覧ください。こちらが多重債務者生活再生事業の概要でございます。

資料の右下の「ご相談から返済までの流れ」を御確認ください。本事業は、生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重債務で生活困難な状況にある方から、本人が直接または区市等の関係機関からの紹介により、東京都生活再生相談窓口において相談をお受けするものでございます。

相談窓口におきましては、生活相談や家計診断を実施し、必要に応じて弁護士による法的アドバイスや関係機関への橋渡しをするとともに、資金の貸付けを行うことにより、多重債務問題の解決を図り、生活の再生を支援いたします。

続きまして、資料1で実施状況を御説明いたします。

まず、「1 事業実績」を御覧ください。一番上の横長の表でございます。

生活サポート基金に寄せられる新規相談件数の推移を見ますと、平成27年度からほぼ横ばいで推移しておりましたが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて相談が増加し、それまでで最多の1,066件の相談がありました。

令和2年度は大きく減少し、807件となっておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響による減収等に対して、生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金などの支援が拡充されたことなどが要因として考えられるかと思えます。

これらの支援が終了した令和4年度には、新規相談件数が増加し、1,131件となりました。その後も増加傾向は継続しており、令和6年12月末時点の集計では前年同時期比12.4%の増となっております。

また、資金の貸付実績につきましては、その下の行を御覧ください。令和4年度以降は

減少傾向で、令和6年度は件数、金額ともにコロナ禍以前の水準に戻ってきております。

次に、令和6年度の972件につきまして、内訳を御説明させていただきます。まず、①相談窓口に至るアクセス経路でございます。区市町村からの紹介が最も多く、40%を占めております。次いで、ホームページの検索など、インターネットが28%となっております。

②の相談内容を御覧ください。こちらは複数回答となっております、例年と同じく生活費の不足に関する御相談が最も多く53%、次に多い相談が月々の返済額の軽減で、47%と高い割合となっております。また、依存症等の精神的な問題を含む病気は減少傾向となっております。

その下、③相談者の職業でございます。正規雇用が32%、非正規雇用が36%となっております。無職は、令和2年度は19%でございましたが、それ以降減少し、令和6年度は11%となっております。

資料の右上に移ります。④相談者が抱えている債務残高です。債務なしは、令和2年度の11%以降は減少傾向が続いており、令和6年度は3%でございます。一方、債務残高が500万円を超える相談者が増加し、全体の30%となりました。なお、こちらには住宅ローンが主な債務である方も含まれております。

さらに、この表の一番下の行にあります1人当たりの平均債務残高は、令和6年度は622万円と増加をしております。これは、債務残高の高い相談者の割合が増えていることが要因と考えております。

続きまして、⑤相談者の年収でございます。収入がない方は令和2年度から減少しており、令和6年度は10%でございます。また、収入はあるものの年収が300万円以下の方が例年どおり半数を超えております。

その下、⑥他機関への紹介でございます。こちら、1人の相談者に複数の機関を御紹介することもありますので複数回答となっております。内訳として最も多い紹介先は弁護士会となっております、任意整理や自己破産といった債務整理が必要と思われる方の紹介先となっております。表の一番下のその他が21%となっておりますけれども、こちらには精神的な問題を抱えた方を保健所や精神保健福祉センターに紹介するといった例も含まれております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、「2 令和6年度の主な取組」を御覧ください。

まず左側になりますけれども、「①関係機関との連携」についてです。(1)「関係機関の

紹介・連携支援」では、相談者の状況に応じて弁護士会や法テラス・日本クレジットカウンセリング協会・区市町村などの関係機関を紹介し、連携しながら相談者の生活再建に向けた支援を実施しております。

次の（２）「関係機関への出張相談・同行支援」についてです。交通費がないなど、生活再生相談窓口を訪れることが困難な方につきましては、相談者にとって身近な区市の窓口等を利用した出張相談やオンライン相談を実施しております。また、自ら相談機関を訪れることに不安を抱えている相談者や、うまく話を伝えられない相談者に対しましては、関係機関への同行支援を実施しております。

その下、（３）「関係機関職員に対する研修」では、債務を抱える方と接する窓口の職員等を対象に、多重債務に関する基礎知識の習得、相談への対応力向上を目的とした研修を実施しております。研修内容やアンケート結果につきましては、後ほど資料４で御説明させていただきます。

その下の（４）「自立相談支援機関と連携した支援」につきましても、後ほど資料２－１と２－２で御説明をさせていただきます。

次に、資料の右上を御覧ください。「②事業の周知・広報」でございます。周知・広報につきましては、広報東京都や月刊福祉保健への掲載、ホームページでの御案内のほか、東京都消費生活総合センターが主催する「多重債務１１０番」や、産業労働局が主催する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」への参加、保健医療局による自殺対策との連携などにより、様々な機会を通じて広報活動に努めております。

続きまして、その下の「③こころの問題を抱えた相談者への対応力向上」でございます。生活再生相談窓口に寄せられる相談のうち、困難事例を共有し、今後の対応方法について協議する事例検討会を年２回開催しております。事例検討会には、東京都の精神保健福祉センターの職員にも参加いただき、債務問題に加えて、依存症など精神的な課題を抱える方々の相談に的確に対応できるよう、困難事例を共有した上で、具体的、専門的な助言をいただいております。

令和６年度の取組は以上となります。

続きまして、議題２「生活困窮者自立支援制度との連携について」、まず資料２－１「生活困窮者自立支援法の概要」を簡単に御説明いたします。

生活困窮者自立支援法は、生活困窮者が増加する中で、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給、その他の支援を早期に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ること

を目的として平成２７年４月に施行されたものです。

この法律の実施主体は福祉事務所設置自治体でありまして、都内においては各区市が実施するほか、町村部においては都が実施主体として位置づけられております。

この法律に基づく支援の内容は、資料の下段の「事業体系」のところを御覧ください。必須事業といたしまして、図の中で塗り潰しをしております「①自立相談支援事業」、右側の一番上の「②『住居確保給付金』の支給」がございます。

そのほかの任意事業といたしまして、「③就労準備支援事業」から「⑥子供の学習・生活支援事業」があり、本人の状況に応じてこれらの事業を組み合わせ、多様かつ複合的な課題を抱える生活困難者を早期に発見し、自立を促進するものとして運営されております。この任意事業の中では、多重債務者生活再生事業との関連が特に深いのが「⑤家計改善支援事業」となります。

家計改善支援事業につきましては、資料２－２を御覧ください。こちらが家計改善支援事業の概要を記載した資料となります。

１に記載してありますとおり、家計改善支援事業につきましては、生活困窮者に対し、家計の状況を把握することや家計改善の意欲を高めることを支援するため、家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行うものでございます。都の生活再生相談窓口では、この区市が実施する家計改善支援事業において質の高い支援が提供されるよう、本窓口を活用し、区市への支援を実施しております。

具体的には、多重債務や債務整理は専門的で複雑な問題になっていることが多く、区市がこれらの課題を抱える相談者の支援方法に迷った場合には、「３．区市等への支援体制」のフロー図にありますとおり、区市からの支援依頼を受けまして生活再生相談窓口が区市と連携して支援に当たっております。

支援の内容といたしましては、関係機関との連携における役割分担に関する助言、問題解決に向けた道筋の提案、さらには弁護士支援や都融資などの専門的な相談を実施しております。

区市との連携の実績につきましては、次のページの「４ 連携実績」を御覧ください。この表は平成３０年度からの推移を示しておりますが、一番下の「計」の行を御覧ください。区市等の窓口を経由して都の生活再生相談窓口につながった件数は、令和３年度が１９１件、４年度が２７０件と大きく増加し、その後も増加傾向が継続しておりまして、区市の窓口でも多重・過剰債務を抱えた困難なケースが増加していることがうかがえます。

引き続き、区市と連携し、身近な区市の窓口で多重債務を抱えた方の相談を受けられるよう体制を整備していきたいと考えております。

「５ 連携事例」でございます。本事業と区市の自立相談支援機関との連携事例を２事例おつけしております。こちらにつきましては、清原オブザーバーから御報告をいただきます。

私からの議題１、議題２に関する説明は以上でございます。

続きまして、清原オブザーバー、資料３の御説明からどうぞよろしくお願いいたします。

○清原オブザーバー 清原です。

資料３「若年層からの多重債務相談について」を御報告いたします。

昨年のこの会議でも御報告いたしましたけれども、最近の傾向としまして２０代の若い相談者の数が増えているという点については、今年度も同じような状況が続いておりますので、改めて御報告したいと思います。

表１にありますように、令和元年度は２０代の方が相談者全体の９％でしたが、その後徐々に増えていき、令和４年度は１６％、５年度は１５％でした。３０代の方も増えていますが、相談の現場では２０代、しかも前半の方の相談が本当に増えていると感じております。

また、表２にありますように、今年度、令和６年４月から１２月までの直近の数値を令和２年度と比べましても、相談が最も多い５０代の割合は減り、２０代が増えています。人数では、相談者全体が増加していることもありまして、相談者全体の伸びは１．７倍、５０代の人数は１．５倍になったのに比べて、２０代は２．５倍にもなっているという状況です。

また、表３のとおり、若い世代の借金の動機としまして、囲った部分の「遊興費・交際費」、「ギャンブル」、「物品購入」、下のほうに行きまして「悪質商法」という項目が５０代の方より高い割合を示していて、かつ、「物品購入」以外については令和６年度は２年度よりかなり増加しているという状況です。

多重債務を引き起こす原因の一般的な傾向としましては、病気や転職、収入の減少など、複雑な困難なことが重なって借金が膨らみ、また、住宅ローンや子供の学費、介護なども相まって家計が破綻するというように、生活上の様々なハプニングの積み重ねが多いのですけれども、ここ数年増えた若い世代の多重債務の傾向には今御説明したように変化が生じていると感じております。

このように20代の若い世代の相談が増えたこと、そして、相談の動機の傾向が他の年代と違ってきている原因としましては、消費者の環境が大きく変化し、それが特に若い世代により影響されているからではないかと思っております。

消費者の環境の変化とは、「3 若年層の相談から感じること」に、いろいろなものにはまっているということを具体的に書かせていただきましたけれども、傾向の変化として一つ言えることは、情報の多くをSNSで入手する社会になっていること。そして、SNS上には、依存症に陥る行動、例えばギャンブル、推し活、占いということへのアクセスの入り口や宣伝が氾濫していることがあると思います。

また、ネット上で資金の移動を含めて様々なサービスを利用できるようになっている。そして、期間限定とか射幸性のある商品がネット上で非常に身近にあることが挙げられるのではないかなと思っております。

例えば、3のところにも美容系というのがありますけれども、美容系というのは脱毛や美容整形、エステが主な内容となっていて、特に脱毛が最近、男性、女性にかかわらずとも多い状況ですが、こういったことをネット上に、これをやったらこんなにきれいになったという情報があふれていて、そこに消費者が踊らされて契約してしまったものの、数十万円単位の多額なローンを次々と組んで払えなくなったという事例がたくさんあります。

ギャンブルについては、コロナ禍以降非常に増えているのですが、競馬などがネット上でできてしまうところが若者がはまってしまうことの原因にもなっているかなと思います。今、競馬場や馬券売場で買ったという話は相談の中ではほとんど聞きません。ほぼ100%ネット上でやっているという状況です。

また、オンラインカジノも若者の相談者で非常に多いのですが、あれだけ大谷選手の通訳の問題で報道されたにもかかわらず、相変わらずオンラインカジノにはまって多額の借金を抱えている方が次々とお見えになります。そもそも日本では違法であるにもかかわらず、アクセス上は規制がないとも聞いておりますので、若者たちがはまってしまうという状況ではないかと思えます。

アイドルの推し活というのもとても多いです。コンサートのチケット代や旅費、グッズ購入、一緒に写真を撮るための費用だけではなくて、ネット上で投げ銭をするということで、びっくりするような金額を投入しているという状況があります。地下アイドルのように身近な存在と思わせる対象も増えて、垣根が下がったということもありますが、バーチャルなアイドルに対しても相当な額をつぎ込んでいるという現状もあり、全く以前とは違

った消費者の環境があるかなと感じております。

多重債務に陥るケースとしましては、SNS上で、簡単にもうけることができたという情報を信じて、投資に関する情報商材の詐欺などに遭ってしまう。その上、借金を重ねてしまったという方が非常に多いのですが、これもほとんどが若い世代ではないかなと思っております。

先ほどの美容系でたくさんの借金をつくってしまう方もそうなのですが、インフルエンサーというSNS上の発信者、たくさん発信する方の情報をうのみにしてしまって、関連する消費行動をしてしまうということがとても多くなっているなと思います。

何よりも、新しい消費のツールが増えた中で、若者がもちろん一番デジタルネイティブで身近であることが、依存症が原因となっている若者の多重債務の方を増やしている原因ではないかなと思います。

新しいツールというのも、3番の右側に書きましたけれども、後払いサービス（BNPL）、Buy Now Pay Laterということで、何々ペイ、ペイ何とかといろいろあって、皆さんもお使いになっている方が多いかと思うのですが、後払いサービスについては、1回払いについては信用情報の登録がないためにほぼ審査なしで利用ができてしまいます。よって、これをたくさん使うことによって翌月の支払いが全く不能になってしまうということ。それから、審査がないので多重債務の方でもどんどん使ってしまうということで、多重債務の状況をさらに悪化させて、家計をさらに悪化させてしまっていることと、後払いを使うことによって問題を先送りすることも発生してしまっているのではないかなと思います。

後払いのうち一番問題だと思っているのが、スマホのキャリア決済だと思います。これも収入に関係なく、上限が10万円とか、業者によっては20万円となっておりますので、携帯キャリア決済を使って10万円のいろいろな消費活動をして、これが翌月の通信料と一括で請求が来ますので、これが家計の範囲を超えてしまうと払えない。すると、携帯の通信も止まってしまうというケースも大変多くなっています。自己破産をしようというときにも、携帯の通信を止めないためにどうしたらいいのかというような、丁寧な相談が必要な状況となっております。

相談室の対応といたしましては、4番に書いたとおり、多重債務になっている状況に家計相談を通して向き合っていただき、まずは現状を立て直そうという視点で提案をしまして、そして、前に進んでもらうことが重要だと思っております。

また、私どもの相談室がいつも心がけている、相談者自らが決断して実行できるような提案をする際も、若い方は経験や知識が不足していますので、自分の実行がちゃんとできるようなことに向けて、より丁寧な説明が必要かなと思っております。

また、若者の場合、親との関係が悪かったり、親との関係に問題があったりということが多々ありますが、親との調整や親への助言も行っております。例えば、何らかの依存が疑われる場合は、都立精神保健福祉センターの相談へつなげていますが、親にも家族相談につなげるなどを行っております。

私たち相談員がこれは明らかに依存症ではないかとセンターへつないだ方でも、センターの見立てでは、依存症としての治療ではなく、親との関係が由来する思春期外来での診察を勧めたり、発達障害としての対応が必要だという事例も多々あるという状況です。

いずれにしても、消費者にとってサービスや問題のある事象が次々と出現しますので、私たち相談員は常に情報収集と勉強が必要だと日々実感し、研鑽を積んでいるところです。

続きまして、資料2-2の2ページ目の「5 連携事例」を御覧ください。2つの事例を準備いたしました。

1つ目の左側の事例につきましては、遠方であること、また体調不良という理由で、オンラインの相談を実施した事例でございます。

自立相談支援窓口に、相談者、70代と60代の御夫婦と40代の長男の3人に集まっていただいて、自立の窓口の方がいて、私ども再生窓口とオンラインでつないで御相談を行いました。

この相談者は、手術、入院が続き、また、コロナ禍中も自営業の収入が激減したということで、信用金庫から借りている借金や、コロナ禍に借りた特例の貸付けなどももう払えないという状況にありました。

一緒に同席した長男は、学校卒業後一度も外で働いたことはなく、自営の手伝いをしてきたということです。今回、自営の仕事が減ってしまったので、数日前からアルバイトを始めて、10万円ぐらいの収入が入るので、そのうち8万円は家計に入れてもらう予定だというお話をしていました。

独立した次男もいらっしゃるのですけれども、この方からはこの数年間で累計四、五百万円の支援を受けて家計を何とか成り立たせているという状況もありました。

家計相談をした結果、大幅な赤字であること、それから、次男と長男の支援を当てにし

た家計設計は子供の自立を妨げることになるのではないかと助言いたしまして、妻は至急仕事に就くこと、そして、弁護士さんに自己破産の相談をすることを提案しました。

これまで何回も自立相談支援窓口では債務整理の相談を提案していたそうですが、田舎に親から継いだ空き家もあることもあって、一切拒否していたということですが、今回の相談では、それでは1回家族みんなで話し合ってみますという回答でした。

その後、何とか自立のほうで面談を重ねた結果、2回目のオンライン相談を行い、妻がパートに就いたものの、今度は長男さんが仕事をすぐに辞めてしまったということだったので、生活保護の相談をして受給が決定したら弁護士相談にしようということで2回目の相談は終わりました。

その後、こちらの御家族は、生活保護は希望しないということと、親族の方が管財費用を立て替えてくれるということがあり、そのほか、車の処分や、妻も増収が見られたということで、生活保護に頼らず、家族で家計を回していくことができる予測が立ったことから、弁護士の相談の予約と同行を行って、自己破産の方針で受認していただきました。長男はその後、自立のほうで就労支援を受け始めているということです。

2つ目の連携事例について。この方は60代の女性ですが、歩行が困難なために自立の方と一緒に自宅にて出張相談を行いました。自宅は戸建てで、夫が亡くなった後、住宅ローンが団信でなくなっているものの、夫が生前、個人再生をした頃に相談者が生活費の補填で借金をしておりまして、これが230万円ぐらいということで返済を続けていました。

また、固定資産税の延滞については、既に結婚して隣の県に住む長女が銀行から借りて固定資産税は完済し、返済してくれているという状況でした。

この相談者と長女は、家計が大変だということで、お二人で自立に何回か相談に行ったのですが、窓口では親子が激しい口論となる場面がたびたびあり、なかなか解決策を見いだすまでに至らないということで、私どものほうに応援の依頼があつて出張相談をした次第です。

自宅に出張したときは、長女ではなくて長女の夫が同席しました。重い病気にかかっていて医療費が大変かかること、それから、借金の返済も非常に高いために家計は大幅に赤字でしたが、自宅に住み続けたいという強い希望がありました。

この方の場合、任意整理をしたとしても、長期の返済でないと、家計上、返済原資が捻出できないということなので、家族で相談をしてくださいということで1回目の相談は終

まりました。

後日、今回の相談には参加しなかった長女も実家をぜひ残したいという強い希望があるということで、長女が長女の夫とも協力して家計支援をするという御連絡をいただきましたので、弁護士相談に同行を行いました。

当日は、長女の夫が車で送迎するなど同席し、自立の方も来ていただき、無事、任意整理の方針で受けていただきました。

なお、途中で、長女からの支援が難しくなるなど返済が厳しくなった場合には、自宅を売却せざるを得ないということも説明済みで、この場合、別に長男もいらっしゃるのですが、この方はいろいろ事情があつて連絡が取りづらいという状況ですので、この調整についても弁護士が全て理解して対応することになったという事例でございます。

両方とも、なかなか飯田橋まで来ることができない方の相談事例として取り上げさせていただきます。

以上です。

○新内部会長 ありがとうございます。

それでは、議題3までの報告をいただきましたので、御意見、御質問などがあればよろしく願いいたします。

特段よろしいでしょうか。

では、最後のほうでも意見交換の場を設けておりますので、何かありましたら、またその際をお願いいたします。

次の議題に移ります。議題4「多重債務問題に関する研修の実施結果について」ということで、小林委員より説明をお願いします。

○小林委員 それでは、資料4を御覧ください。多重債務問題に関する研修の実施結果について御説明をさせていただきます。

この研修につきましては、各種相談窓口の職員の方が日頃から住民と接する中で、多重債務者を早期に発見し、適切な専門相談につなげていけるよう、必要な情報提供とともに事例検討を通じて対応力の向上を図ることを目的として実施しております。

各種相談窓口は、例えば税務の窓口等も含まれておりまして、必ずしも区市の窓口だけではない窓口の担当者を対象にしているものになっております。

この研修は、新任職員向けと経験者向けに分けて実施をしておりまして、新任向けの研修はオンライン開催とし、記載のとおり2回開催いたしました。合計203名の方に御参

加をいただいております。

経験者向けの研修は、ワークがあることから集合開催としまして、第1回を6月に、こちらは69名に御参加をいただいております。第2回を今月27日に開催する予定でございます。

資料の右側の研修の内容を御覧ください。新任職員向け研修では、信和法律事務所の木本弁護士から、多重債務問題とその解決方法について制度を中心に御解説をいただきました。また、多重債務者生活再生事業、消費生活総合センター、自殺対策事業といった東京都の取組について情報提供を行っております。

その下に記載がございます経験者向けの研修では、宮村法律事務所の宮村弁護士から、最近の多重債務問題について様々な事例を解説いただきました。また、法テラス東京より、法テラスが行っております事業の紹介と、法テラスに相談する場合の手続について御説明をいただきました。その後、生活再生相談窓口の相談員が講師となり、具体的事例から家計表を作成し、その改善策を検討するというグループワークを実施しました。

資料の下段の受講者のアンケートの結果でございます。アンケートは、「とても参考になった」、「参考になった」、「あまり参考にならなかった」、「参考にならなかった」の4つの選択肢を設けて行っております。どの講義も、「とても参考になった」、「参考になった」が合わせて9割以上という評価をいただいております。

意見・感想の一部を御紹介します。資料の左側、新任職員向け研修のところでは、一番上の1の枠の1つ目にごございますとおり、「自己破産・任意整理・個人再生の違いや、それぞれのメリット・デメリットを知ること、債務者にとって生活を立て直すための合理的な手段につながる事が分かった」とか、その下の枠の1つ目にごございますけれども、「生活困窮者自立支援制度がワンストップで相談を行うと講義いただき、まずは窓口につなぎ、相談してみようと思っただけのようにする支援の大切さを再度確認することができた」といった感想がございました。

右側に移りまして、経験者向けの研修の意見・感想でございます。一番上の枠でございますが、「多重債務を抱えた方という、浪費やギャンブルなどが浮かぶが、誰でもなり得る問題であると改めて認識し、相談者と接していきたいと思う」、中段の枠の2つ目の御意見でございますけれども、「法テラスの民事法律扶助業務の利用条件や債務整理にかかる費用の目安などを知ることができて、参考になった」、一番下の枠の2つ目でございますが、「債務整理の演習で実際に計算してみることで、どのような解決方法が適しているかを判

断するイメージをつかむことができた」などの感想をいただきました。

多重債務問題に関する理解を深め、解決策を具体的に考えていただく糸口になった研修であったと思っております。今後、様々な機関の窓口で、多重債務を抱えた方の早期発見、早期支援、連携の促進に活用していただければと期待しております。

説明は以上でございます。

○新内部会長 それでは、ただいまの報告につきまして、御質問、御意見などがあれば、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、最後の議題となります5番の「意見交換」に入りたいと思います。ここまでの報告を踏まえまして、全体で御意見、御質問などがございましたらお願いしたいと思います。

あまりなさそうなので、私のほうから、東京都社会福祉協議会の福祉資金部の垂水部長にできたらお願いしたいと思っているのですけれども、最近の大きなトピックスとして、生活福祉資金の特例貸付が合計でたしか65万件ほどあったかと思います。今、その返済が始まる中で、返済が厳しいということで猶予や免除といった手続などを行っていらっしゃると思うのですけれども、感触として、コロナは収束をしましたがけれども、生活に困っている方がまだ多く残っているのか、一方で、生活保護の受給者が東京都内を見ますと少し増えているのですけれども、とても特例貸付を受けた方々の人数を吸収するような数ではないだろうというところもありまして、特例貸付を利用された多くの方々は今どうされているのか、どんなお困り事を抱えているのか、その辺を東社協さんのほうで現場から伺っている声がありましたらお聞きできないかと思いました。いかがでしょうか。

○垂水委員 東京都社会福祉協議会、垂水でございます。

まず、特例貸付の借受人に対しては、様々な手続を重ねております。償還免除や償還猶予の申請手続、計画どおりの返済ではなく、例えば月に1,000円ずつでも返済いただく少額返済の手続もできますと、そういった御案内もしているところです。これらの御案内に加え、生活状況をお伺いする調査も実施しているところですが、全く反応されない方がいらっしゃいます。こういった方々を少しでも減らしていくために、フォローアップの支援の取組を重ねているところです。

来年度については、郵便でお送りしても、お電話でお問合せをしても、反応されない方々が多くいらっしゃいますので、幾つかの社会福祉協議会と協力をしながら、実際に訪問し

て借受人の状況に応じたフォローアップの取組を行う計画を立てている状況でございます。

一方で、特例貸付を実施することで社会福祉協議会の存在の認知が進みました。社会福祉協議会に行けばお金を借りることができるのではないかと、多くの御相談をお寄せいただいています。私どもで中心に行っております生活福祉資金貸付事業は、国の要領に沿って貸付けを行っているわけですが、基本は低所得者支援を行うことが中心で、その上で生活困窮者にも対応してきているところです。自立支援のツールのひとつとして取組を重ねていますが、貸付にはルール、仕組みがございますので、その中で貸付要件に合致しない方も出てきます。

特例貸付の受付は終了していますが、貸付の相談件数は伸びています。しかし、実際にその中で貸付要件を満たす方は1～2割程度になります。生計が成り立っていない状況の方々の相談が非常に多く寄せられていますが、これらの方々を生活福祉資金で支えることはなかなか難しい。

まずは生活保護を受けて短期的に立て直しをしていただくことが好ましいと御提案をしても、御本人はなかなか受け止めづらい。容易には、生活保護にはつながっていかない状況にあると受け止めているところです。

社会福祉協議会は生活福祉資金をはじめとする支援ツールを使って低所得世帯・生活困窮世帯の支援の取組を重ねていますが、できることには限界があります。生活困窮の方々の中心的な支援としましては、自立相談支援機関の皆様への期待がとても大きいと感じている次第でございます。

以上でございます。

○新内部会長 垂水部長、ありがとうございました。

確かに、私も以前少し関わっていた中で、特例貸付に関しては、例えば、外国籍で日本語があまり得意でなくふだんの生活実態が見えにくい、転居を繰り返されていて今どこにお住まいかも捕捉しにくいといった方々も一定数この貸付を利用されていました。こうした方々が生活に引き続き困っているということであれば、それも一つ課題かというところでありましたので、また何か動きがあった際には教えていただければと思います。

それ以外に、御意見、御質問などはございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問はないようですので、本日予定しておりました議事は以上となります。

この会議は、冒頭申し上げましたように関係機関が一堂に会する貴重な場とさせていた

だいておりますので、今後とも連携を深めながら多重債務相談に取り組んでいきたいと思
いますので、引き続き皆様には御協力をよろしくお願いしたいと思っております。

本日の会議は、これで終了したいと思います。本日は、お忙しい中、お集まりいただき
ましてありがとうございます。

では、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 2 時 5 6 分閉会